

ハウレンソウの農薬残留基準値超過事案に係る立入検査の結果について

1 概要

県東部保健所が食品衛生法に基づく収去検査を実施したところ、三島市の生産者が販売したハウレンソウから基準値を超える農薬成分（イプロジオン 検出値 0.04ppm（基準値 0.01ppm））が検出された。

このため、県東部農林事務所は令和8年4月17日、当該ハウレンソウを出荷した三島市の生産者に対して、農薬取締法に基づく立入検査を実施し、指導を行った。

2 立入検査の概要

- （1）対 象：収去検査品を出荷した生産者 1名
- （2）検 査 日：令和8年4月17日
- （3）検 査 員：県東部農林事務所職員2名
- （4）検査方法：生産者への聞き取り及びほ場等の確認
- （5）検査内容：農薬の使用、作付及び出荷状況、農薬の使用履歴の記載状況等
- （6）検査結果：当該ハウレンソウには農薬（イプロジオン）を使用していなかったが、他の作物へ農薬を散布した際にその農薬が飛散した可能性がある。また、農薬使用履歴の作成・保管をしていなかった。

3 県の対応状況

- （1）当該生産者に対し、農薬取締法に基づく農薬使用基準の遵守を指導
4月17日に改善指導、4月21日に改善報告受理
- （2）出荷する市場や他産地の生産者等へも注意喚起し、農薬使用基準の遵守を周知徹底
4月23日付けで関係者に対する注意喚起の文書を発出

4 その他

- （1）基準値を超える農薬成分が検出された生産物の処理
 - ・当該ハウレンソウは全て一般消費者に販売済みで、在庫はない。
 - ・当該生産者が出荷したハウレンソウは、販売者が既に自主回収を行っている。
- （2）健康への影響 等
 - ・当該ハウレンソウは、ADI※（1日摂取許容量）を超える農薬を含むことはなく、通常の摂取量では健康被害が生じるおそれはない。
 - ・当該ハウレンソウを、体重50kgの人が毎日25kg 生涯食べ続けても健康被害が生じることはないとしている。

【1日摂取許容量の計算方法（体重50kgの場合）】

$$\begin{array}{l} 0.02\text{mg/kg} \div 0.04\text{ppm (mg/kg)} \times 50\text{kg} = 25\text{kg} \\ \text{<ADI>} \qquad \qquad \text{<当該ハウレンソウの残留農薬量>} \qquad \text{<体重>} \end{array}$$

※ ADI（1日摂取許容量）：人が毎日、生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量